

理事	松 永 勝 徳	八代市揚町 437 番地
"	千代永 良 市	八代市水島町 3021 番地
"	兵 藤 敏 行	八代市敷川内町 710 番地
"	植 田 満 敏	八代市高植本町 1386 番地
"	木 下 幸 一	八代市日奈久山下町 3476 番地の 1
"	西 村 誠 二	八代市日奈久竹之内町 3267 番地
"	増 田 寛 明	八代市日奈久大坪町 3800 番地の 3
"	丸 尾 敏 勝	八代市日奈久大坪町 18 番地の 2
"	村 上 信 彦	八代市日奈久新田町 1925 番地
監事	宮 本 國 昭	八代市豊原中町 2451 番地
"	稲 本 司	八代市大福寺町 802 番地
"	藤 本 繁 成	八代市水島町 2522 番地
"	川 上 昭 俊	八代市日奈久大坪町 989 番地
就任		
理事	折 口 昭 博	八代市高下東町 389 番地
"	山 田 渡	八代市平山新町 5807 番地
"	福 田 清 治	八代市奈良木町 281 番地
"	作 田 末 喜	八代市本野町 1764 番地
"	三 宅 秋 雄	八代市植柳下町 4958 番地
"	梅 田 洋一郎	八代市大福寺町 539 番地
"	千代永 義 光	八代市水島町 2201 番地の 16
"	松 下 健 一	八代市揚町 330 番地
"	千代永 良 市	八代市水島町 3021 番地
"	兵 藤 敏 行	八代市敷川内町 710 番地
"	山 本 善 嶽	八代市催合町 824 番地
"	木 下 幸 一	八代市日奈久山下町 3476 番地の 1
"	増 田 寛 明	八代市日奈久大坪町 3800 番地の 3
"	丸 尾 敏 勝	八代市日奈久大坪町 18 番地の 2
"	村 上 信 彦	八代市日奈久新田町 1925 番地
監事	宮 本 國 昭	八代市豊原中町 2451 番地
"	田 上 清 次	八代市植柳上町 4983 番地
"	藤 本 繁 成	八代市水島町 2522 番地
"	川 上 昭 俊	八代市日奈久大坪町 989 番地

### 熊本県公告第 218 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 15 年熊本県条例第 70 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。

平成 17 年 3 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 電子証明書発行手数料

条例第 2 条第 1 項に規定する電子証明書の発行手数料 1 件当たり 500 円

ただし、以下の場合においては、発行手数料を無料とする。

- (1) 市町村合併又は政令指定都市の設置等があった場合における再発行
- (2) 住居表示変更による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 12 条失効があった場合における再発行
- (3) 担当者（市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
- (4) 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 12 条失効があった場合における再発行
- (5) 越県合併の場合における再発行
- (6) 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
- (7) 市町村職員が受付窓口端末を用いて県認証局と導通確認を行う場合において

- ア 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行  
 イ 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行  
 (8) 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行  
 (9) その他利用者の責めに帰すことができない事由による失効の場合における再発行  
 (10) 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行
- 2 情報提供手数料  
 条例第3条第1項に規定する情報提供手数料  
 (1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第2条第2号に規定する行政機関等のうち、同号ハに掲げるものが署名検証者の場合における情報提供手数料 無料  
 (2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第2号に規定する行政機関等のうち、同号ハに掲げるもの以外の行政機関等が署名検証者の場合  
 ア OCSF レスポンダ照会方式による失効情報の提供に係る手数料 1件当たり 10円  
 イ CRL 提供方式による失効情報の提供に係る手数料  
 (ア) 毎日1回ずつ全都道府県のCRLを取得する方式による場合 年間 2,000,000円  
 (イ) 1年のうち決まった日数のみ全都道府県のCRLを取得する方式による場合 取得した日数当たり 10,000円  
 (ウ) (ア)及び(イ)ともに特定の都道府県のCRLのみを取得する場合 それぞれの単価に、当該都道府県の数を47で除して得た数を乗じて得た額 ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。  
 (ア)については、10,000円未満を切り上げた額  
 (イ)については、1,000円未満を切り上げた額  
 ウ 失効情報ファイルの提供に係る手数料 1日かつ1都道府県当たり 700円  
 (3) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第2号に規定する行政機関等に該当しない者が署名検証者の場合における情報提供手数料 (2)のア、イ及びウの手数料の2倍に相当する額
- 3 適用開始日  
 平成17年4月1日

### 熊本県公告第219号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成17年3月14日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定により公表する。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 争議行為の目的  
 次の要求内容の完全獲得  
 (1) 一方的協定破棄について交渉を直ちに再開すること。  
 (2) 人員確保を早急に行い、休診、休床を早期再開すること。  
 (3) 増員・賃金・労働条件の改善  
 (4) 臨時職員に関する要求  
 (5) 患者サービス向上に関する要求  
 (6) 施設・設備の改善に関する要求  
 (7) その他の要求
- 2 争議行為の日時  
 平成17年3月25日午前0時以降本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 争議行為を行う場所  
 健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の種類  
 前記場所の全体あるいは部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

### 熊本県公告第220号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営稚児崎地区土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
 県営稚児崎地区土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成17年3月24日から平成17年4月20日まで
- 3 縦覧場所  
栖本町役場

**熊本県公告第221号**

熊本県職員の給与等について、そのあらましを次のとおり公表する。  
平成17年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

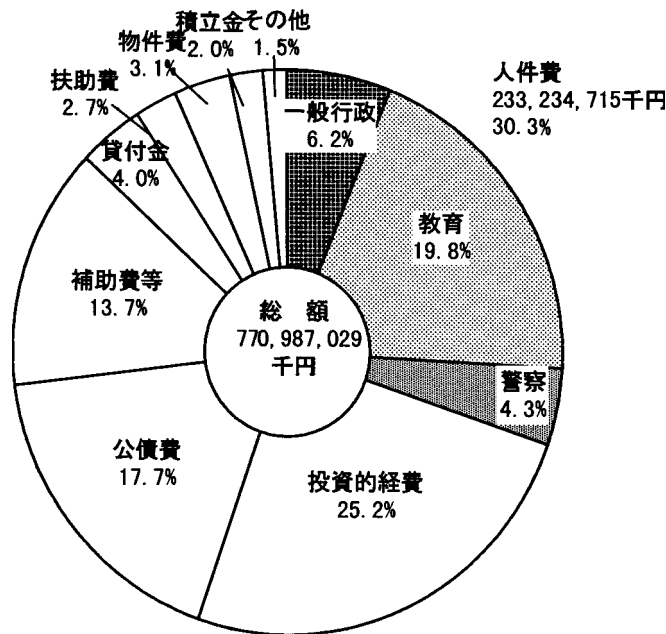
1 人件費の状況

平成15年度普通会計決算における歳出総額は、770,987,029千円となっています。そのうち人件費は、233,234,715千円であり、歳出総額に占める割合は、30.3%（平成14年度30.0%）となっています。

また、人件費の内訳は、小中学校、高等学校、大学等の教育部門が65.4%、警察部門が14.3%、その他一般行政部門が20.4%となっています。

（人件費には、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給、退職年金、災害補償費等を含む。また、事業費支弁分を含む。）

〔図1〕歳出総額に占める人件費の割合（平成15年度普通会計決算）



2 職員給与費の状況

平成16年度普通会計予算における職員給与費の状況は、次のとおりです。

〔表1〕職員給与費の状況

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	期末勤勉手当	職員手当	計 (B)	
16年度	人 24,497	千円 113,304,193 63.6%	千円 45,373,537 25.5%	千円 19,582,887 11.0%	千円 178,260,617 100.0%	千円 7,276

(注) 1 職員数及び給与費は、平成16年度2月補正予算に計上された人数及び額です。  
2 職員手当には、退職手当は含まれていません。

〔表2〕職員給与費の部門別内訳

給 与 費			
一般行政部門	教育部門	警察部門	計
千円	千円	千円	千円
35,620,615	116,855,693	25,784,309	178,260,617
20.0%	65.6%	14.5%	100.0%

3 職種別平均給料月額及び平均年齢の状況

主な職種ごとの平均給料月額及び平均年齢は、次のとおりです。